

## 告 示

### 埼玉県北本県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県北本県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日

埼玉県北本県土整備事務所長 木村和正

<p>路線名</p> <p>供用開始の区間</p>	<p>鴻巣川島線</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>鴻巣市箕田字平右エ門三五三三番一地 先から鴻巣市箕田字平右エ門三五三三番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分に限る。）</p>
<p>備考</p>	<p>令和七年十二月二十六日</p>
<p>平成二十七年十月一日付け埼玉県北本県 土整備事務所長告示第六号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二十三・四〇メートル</p>	